

平成 25 年 5 月 31 日

各訪問介護サービス事業所 代表者 様

今治市健康福祉部高齢介護課長

### 不適切と思われる訪問介護サービスの提供について

平素より、当市の福祉行政全般にわたりまして、多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、訪問介護におけるサービス行為に該当しないものを、サービス提供時間中に行っているという事例が見受けられました。内容につきましては、下記のとおりですので、今後各事業所にて周知及び対応についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 内 容      高齢介護課で交付している公衆浴場入浴利用券又はマッサージ施術利用券の申請について、利用者から代理申請の依頼があり、訪問介護サービス提供時間中に、ヘルパーのみが高齢介護課窓口で交付の代理申請を行っていた。

平成 25 年 4 月以降の申請書を確認したところ、サービス提供時間中であったかは不明であるが、複数の事業所で同様の申請があった。
2. 市の見解      上記内容の行為については、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成 12 年 3 月 17 日 老計第 10 号）のいずれにも該当せず、また、直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為であり、生活援助に含まれないものであると考えられる。
3. そ の 他      今後、利用者から同様の依頼があった場合は、訪問介護で提供可能なサービスに含まれていない旨の説明を行っていただき、本人又は家族等による対応をお願いしてください。